

第3章

歴史的風致の維持及び向上 に関する方針

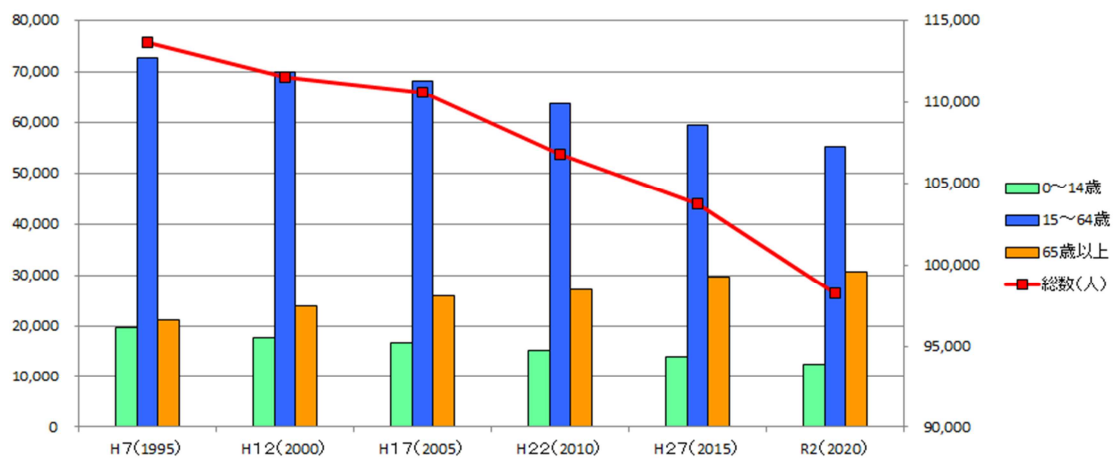
1. 津山の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第一期津山市歴史的風致維持向上計画に基づき、史跡津山城跡保存整備事業、武家屋敷修理活用事業等の歴史的建造物の保存整備、修理活用をはじめとして、良好な景観形成のための無電柱化事業、道路美装化事業等、様々な歴史的風致維持の向上に取り組んできた。

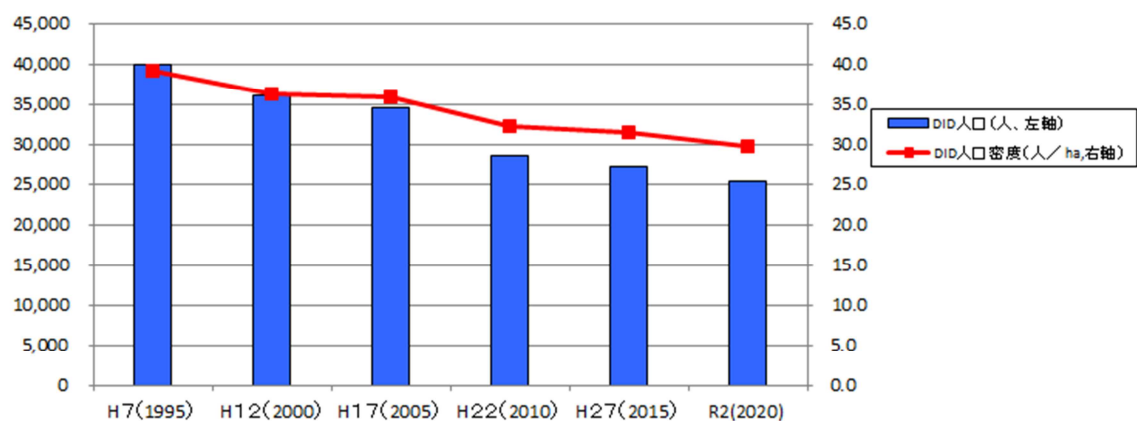
取り組みにより、文化財の保存や歴史的な町並みの保全、快適な景観形成が図られ、歴史的な建物に関する関心を高め、地域住民に歴史まちづくりに対する意識の高揚に一定の成果を得ることができた。

しかし、中心市街地における町並みは、高齢化や中心市街地の空洞化の進行が続いており、津山の歴史的風致に大きな影響を与えている。

年齢別の人口推移



人口集中地区（DID）人口・人口密度の推移



資料：国勢調査

（１）歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する課題

市内には、指定文化財だけでなく、武家屋敷、町家、寺社等多くの歴史的建造物が残されている。しかし、高齢化や中心市街地の空洞化が進行し、建築物に対する十分な維持管理が行われず老朽化や損傷したものも多く見られる。

本市では、これまで歴史的建造物の継続的な調査を実施し、明らかになった価値に基づき指定などの価値付けを行い、財政的・技術的支援も含め保護に努めてきた。しかし、歴史的建造物の老朽化への維持補修費用の負担は大きく、そうした費用負担に加えて、文化財の価値付け不足により歴史的建造物が失われている状況にある。

また、津山城跡については、虎口整備や石垣修理などⅠ期計画で未実施だったものがあり、史跡指定地外の津山城関連遺構についても保存が課題となっている。



損傷する武家屋敷



老朽化する町家

（２）歴史的町並みの保全に関する課題

津山市城東伝統的建造物群保存地区は、平成 25 年に重要伝統的建造物群保存地区として選定され、歴史的な町並みを良好な景観形成を図ることで観光資源としても価値が高まっている。しかし、無電柱化は一部区間にとどまっており、電線、電柱による景観阻害の状況が続いている。

城西地区では、歴史的に価値の高い建物が多く確認されていたが、令和 2 年（2020）12 月に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、修理修景や景観整備など住民と行政が一体となったまちづくりが今後の課題となっている。

本市の歴史的町並みは江戸時代の城下町の町割りが色濃く残り、木造家屋が密集し、道路も隘路^{あいろ}であることから防災の取組が求められている。



歴史的町並みの減少



景観を阻害する電線、電柱

（３）伝統行事、工芸技術などの伝統文化の継承、後継者の育成に関する課題

東新町で今でも２軒が生産している「作州鎌」、伝統工芸の「作州絣」等は、高齢化による後継者難や、人口流出による担い手不足が顕著になっている。津山だんじりは文化財としての保存は進んだものの、十分な保存修理技術をもった業者や職人が不足している。



作州絣



作州鎌

（４）歴史的建造物の周辺環境の整備に関する課題

本市では、平成 28 年に「津山市景観計画」を策定し、城下町などの歴史資産を活かし、古いものと新しいものが調和する良好な景観の創出に取り組んできた。しかしながら、津山城跡の眺望を遮るような建築物や屋外広告物により、津山固有の風致を阻害する箇所も見られる。景観計画の方針や制限内容等について周知を図り、市民、事業者、行政が協力して景観形成の推進に努める必要がある。

市内に設置されている観光案内標識は、設置した時期や場所によりバラバラな統一感のない案内となっている。城東、城下、城西地区を訪れる国内外の観光客の利便性と回遊性向上、城下町にふさわしい落ち着いた景観形成の誘導が求められている。

城東地区だけでなく、津山城跡周辺地区、城西地区を含めた城下町全体の回遊性を高め、地域住民と観光客の交流促進とにぎわい創出による地域活性化が求められているものの、観光客用駐車場が不足している現状がある。



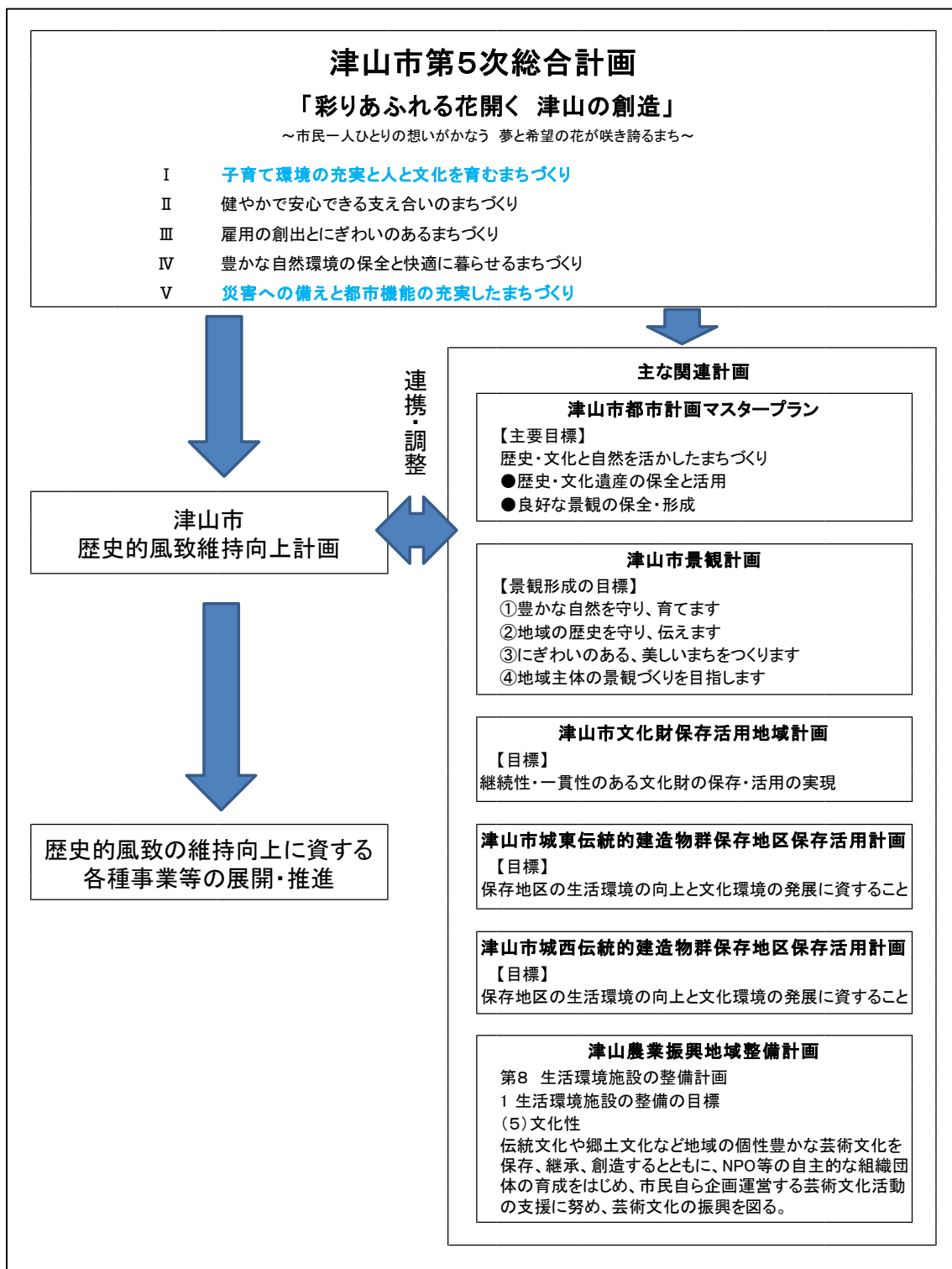
わかりにくい案内標識



津山城の眺望

2. 既存計画との関連性

本計画は、「津山市第5次総合計画（平成28年3月）」を上位計画とするものであり、歴史的風致の維持向上にあたっては、関連分野である都市計画、景観等の諸計画と整合した計画とする。



（１）津山市第５次総合計画（平成 28 年度～令和 7 年度）

第５次総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成され、平成 28 年度を初年度とする 10 年間の総合的なまちづくりの指針を示すものである。

市民一人ひとりが、可能性を求め挑戦でき、10 年先には希望に満ちた彩りあふれる花を咲かせるために、愛着と誇りを感じ、住み続けたいと思える津山のまちを創造することを基本理念として定めている。めざすまちの姿を「彩りあふれる花開く津山の創造 ～市民一人ひとりの思いがかなう夢と希望の花が咲き誇るまち～」とし、本市の将来あるべき姿を掲げている。

全国的に人口減少克服と地方創生のための取組みが進められるなかで、特色である歴史・文化・自然など多くの地域資源を見つめ直し、磨き上げることで、新たな魅力を加えるとともに、活力と住みやすさが感じられるまちの創生を進める。めざすまちの姿を実現するため、次の５つの開花プログラムにより、まちづくりを進める。

【開花プログラム】

- I **子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり**
- II 健やかで安心できる支え合いのまちづくり
- III 雇用の創出とにぎわいのあるまちづくり
- IV 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり
- V **災害への備えと都市機能の充実したまちづくり**

開花プログラムⅠで、歴史・文化を守り伝えるために、歴史文化の継承と文化財の保存・活用に取り組むこととしている。

また、開花プログラムⅤで、快適な都市環境を作るために、歴史まちづくりと景観の保全に取り組むこととしている。

●津山市第5次総合計画の体系図

めざすまちの姿を実現するための施策

開花プログラム (まちづくりの大綱)	中 分 類	小 分 類
開花プログラムⅠ 子育て環境の充実と 人と文化を育むまちづくり 〔子ども・健康・歴史文化〕	1 子どもが健やかに育つために	①妊娠・出産支援の充実 ②乳幼児保険の充実 ③幼児教育・保育の充実 ④子育て支援の充実
	2 次代を担う子どものために	①義務教育の充実 ②教育環境の充実 ③高等教育機関との連携 ④家庭・地域の教育力の充実 ⑤青少年の健全育成
	3 心も体も元気であるために	①生涯学習の推進 ②スポーツ活動の充実 ③芸術・文化活動の充実 ④国際交流・地域間交流の推進
	4 歴史・文化を守り伝えるために	①歴史文化の継承と文化財の保存・活用
開花プログラムⅡ 健やかで安心できる 支え合いのまちづくり 〔健康福祉・地域活動〕	1 誰もが健康で暮らせるために	①医療体制の充実 ②健康づくりの推進
	2 支え合いのまちをつくるために	①地域福祉の充実 ②高齢者福祉の充実 ③障害者福祉の充実 ④低所得者福祉の充実 ⑤国民健康保険事業の充実強化 ⑥人権尊重・平和施策の推進と男女共同参画社会に実現
	3 市民が主役のまちをつくるために	①地域活動の推進と地域力の強化
開花プログラムⅢ 雇用の創出と にぎわいのあるまちづくり 〔産業・雇用〕	1 経済を発展させ働く場を維持するために	①商業の振興と中心市街地の活性化 ②雇用の創出と定住推進 ③工業の振興
	2 ずっと続けていける農林水産業のために	①農業の振興 ②林業の振興 ③農林業の高付加価値化 ④水産業の振興
	3 魅力発信できるまちになるために	①観光の振興
開花プログラムⅣ 豊かな自然環境の保全と 快適に暮らせるまちづくり 〔自然環境・生活環境〕	1 豊かな環境を次世代に残すために	①低炭素都市の実現 ②循環型社会の実現
	2 心地よく生活するために	①生活環境の保全 ②公園整備と緑地保全 ③水道の安定供給 ④下水道の整備
開花プログラムⅤ 災害への備えと都市機能の 充実したまちづくり 〔都市機能・生活基盤〕	1 快適な都市環境をつくるために	①自然と調和した都市整備 ②交通基盤の整備 ③公共交通網の充実 ④歴史まちづくりと景観の保全 ⑤居住環境の整備
	2 災害に強くなるために	①防災体制の充実と防災意識の啓発 ②災害予防と減災の推進
	3 安心して暮らせるために	①防犯対策と消費者保護 ②交通安全対策の推進 ③演習場対策
開花プログラムの推進方策 〔行政運営・協働〕	1 効率的な市政を維持するために	①共創・協働の推進 ②津山の魅力発信 ③行財政改革と情報化の推進
	2 圏域の一体的な発展のために	①広域連携の推進

（２）津山市都市計画マスタープラン（令和２年３月改定）

津山市都市計画マスタープランは、本市の長期的なまちづくりの基本方針を示すものであり、概ね 20 年後の都市の姿を展望して定めている。

テーマは「暮らし続けたい 活力と魅力あふれるまち つやま」として、5 つの主要目標のうち「歴史・文化と自然を活かしたまちづくり」という目標において、歴史・文化資産の保存と活用、良好な景観の保全・形成に取り組むとしている。

歴史・文化資産の保存と活用

- ・本市の特徴的な歴史的建造物や伝統的な町並みなどの貴重な資産を後世に継承するために、積極的な保存と活用を図ります。
- ・重要伝統的建造物群保存地区に選定された城東地区では、町家の修理・修景事業を進め保存と活用に努めます。
- ・城西地区においても国の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指すとともに、町家や寺社の修理・修景を進め保存と活用に努めます。
- ・城下地区と城東・城西地区の連携強化を図るとともに、市内全域の歴史・文化資産をより一体的・効果的に活用した魅力あるまちづくりを推進します。

良好な景観の保全・形成

- ・景観計画に基づき地域の豊かな自然景観、美しい農村景観、城下町などの歴史資産を活かし、古いものと新しいものが調和する良好な景観の形成を図ります。
- ・景観形成基準の充実や、無電柱化、城跡眺望の視点場の確保、市街地における屋外広告物規制の必要性などについて検討します。

（３）津山市景観計画

本市は、平成 28 年 4 月から景観法に基づく「津山市景観計画」を策定し、津山らしい良好な景観を守り・育て・将来世代に引き継ぐための景観行政に取り組んでいる。本計画では、地域の豊かな自然や美しい農村の風景、城下町などの歴史資産を活かし、古いものと新しいものが調和する良好な景観を創出し、市民が誇りと愛着を持てる都市の創造と次世代への継承に寄与することを目的としている。

【景観形成の 4 つの目標】

豊かな自然を守り、育てます

中国山地の山々や吉井川などの河川、郊外に広がる田園風景などの豊かな自然を守り、育てることで自然環境と一体となる景観を形成します。

地域の歴史を守り、伝えます

城下町の町並みをはじめ、市全域に点在する遺跡や社寺などの歴史資産を守り、次の世代に伝えていくことで郷土への誇りと愛着を育てます。

にぎわいのある、美しいまちをつくります

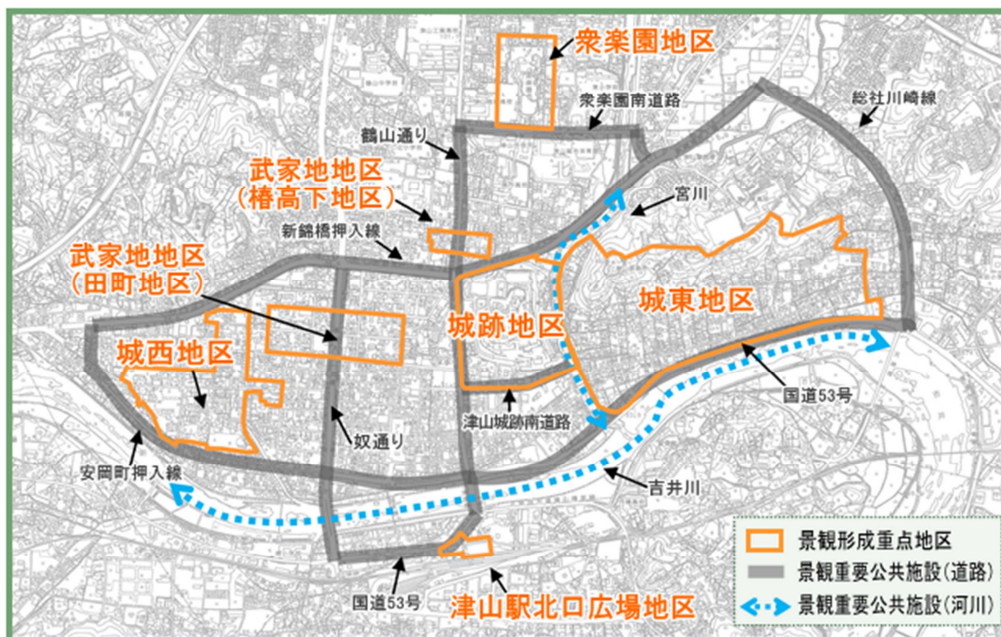
建築物や屋外広告物などをコントロールし、風格や統一感のある町並みとにぎわいのある美しい景観を創出します。

地域主体の景観づくりを目指します

地域固有の景観資源との調和を図り、地域が主役のまちづくりを行うことで、真に市民が愛着と誇りを持てる景観の形成を目指します。

【景観形成重点地区・景観重要公共施設】

本計画は、市の全域を対象としている。また、重点的に景観の保全や新たな都市景観の創出を図るべき地区として「景観形成重点地区」を指定し、他の地区よりきめ細かい基準を設けて良好な景観の形成を図る。主要な道路・河川についても「景観重要公共施設」として指定し、別途基準を設ける。



（４）津山市文化財保存活用地域計画

文化財を取りまく社会状況の変化、文化財保護行政の現状及び国における取り組みが進められるなか、文化財の保存・活用に関して本市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用の実現を図る。

【計画の目的】

- ①今日の津山市を支えた先人たちが守り伝えてきた文化財の再評価
- ②再評価した文化財を保存活用しながら新しいまちづくりを進めることで、地域社会の再生を目指すこと

【期待される効果】

- ①文化財調査の促進に伴う、文化財の保存及び継承と活用の推進
- ②新たな制度や技術の導入に伴う、文化財の保存及び継承と活用の推進
- ③防犯・防災対策、災害等発生時の対応の明確化と体制整備の構築
- ④教育現場や地域における、文化財に関する情報発信、普及啓発、人材育成に関する取組の充実
- ⑤外国からの来訪者への対応やユニバーサルデザインの導入等誰もが文化財に親しむことができる環境整備
- ⑥ユニークベニュー等文化財に親しむ場を提供することでの文化財の活用の促進
- ⑦関連文化財群や文化財保存活用区域を活かした観光の促進とそれに伴う地域振興
- ⑧文化財保存活用支援団体等民間や地域住民と連携した取組の充実とその体制の構築
- ⑨資金面で文化財の保存と活用を後押しする仕組みの構築

（５）津山市城東伝統的建造物群保存地区保存活用計画

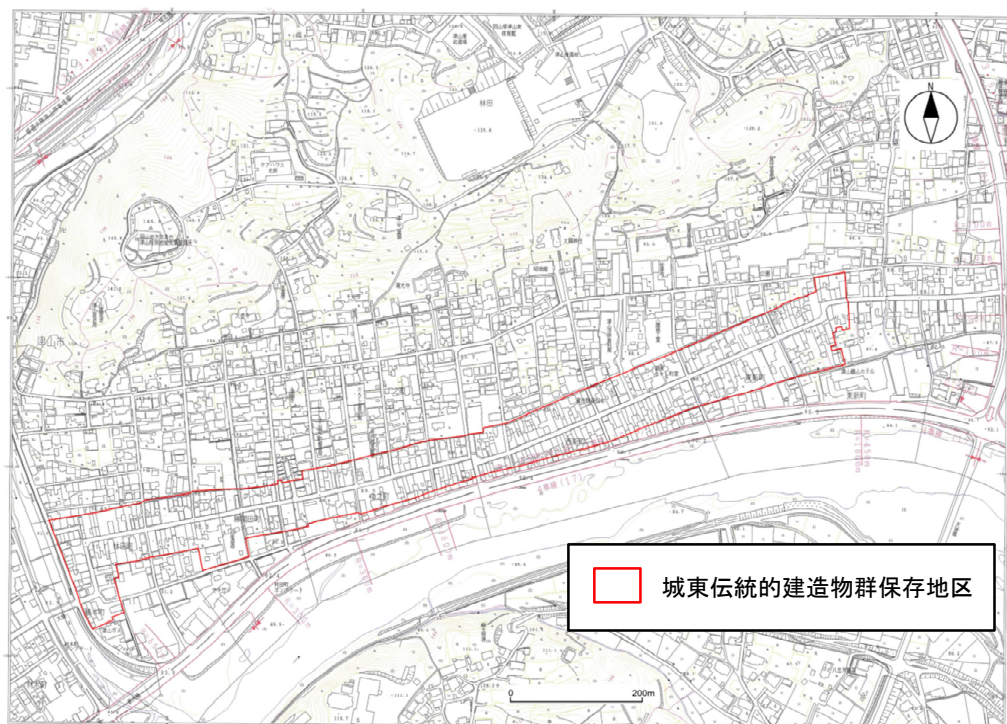
この保存計画は、保存地区の歴史や自然が形成してきた固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通したまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的としている。

【保存地区の名称・面積・範囲】

保存地区の名称：津山市城東伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 8.1 ヘクタール

保存地区の範囲：津山市橋本町、林田町、勝間田町、中之町、西新町、東新町の各一部



城東伝統的建造物群保存地区範囲図

（６）津山市城西伝統的建造物群保存地区保存活用計画

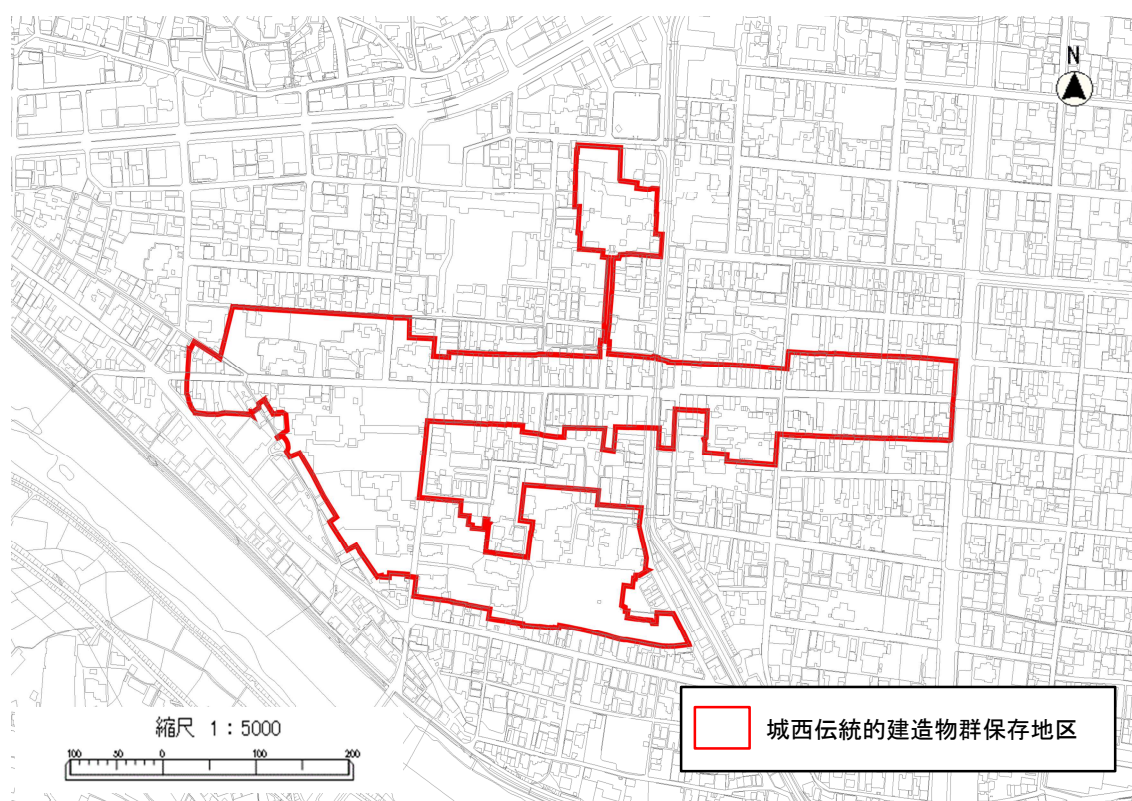
本計画は、保存地区の歴史や自然が形成してきた固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通じたまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的としている。

【保存地区の名称・面積・範囲】

保存地区の名称：津山市城西伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 12.0 ヘクタール

保存地区の範囲：津山市坪井町、上紺屋町、宮脇町、西今町、西寺町、茅町、鉄砲町及び小田中の各一部



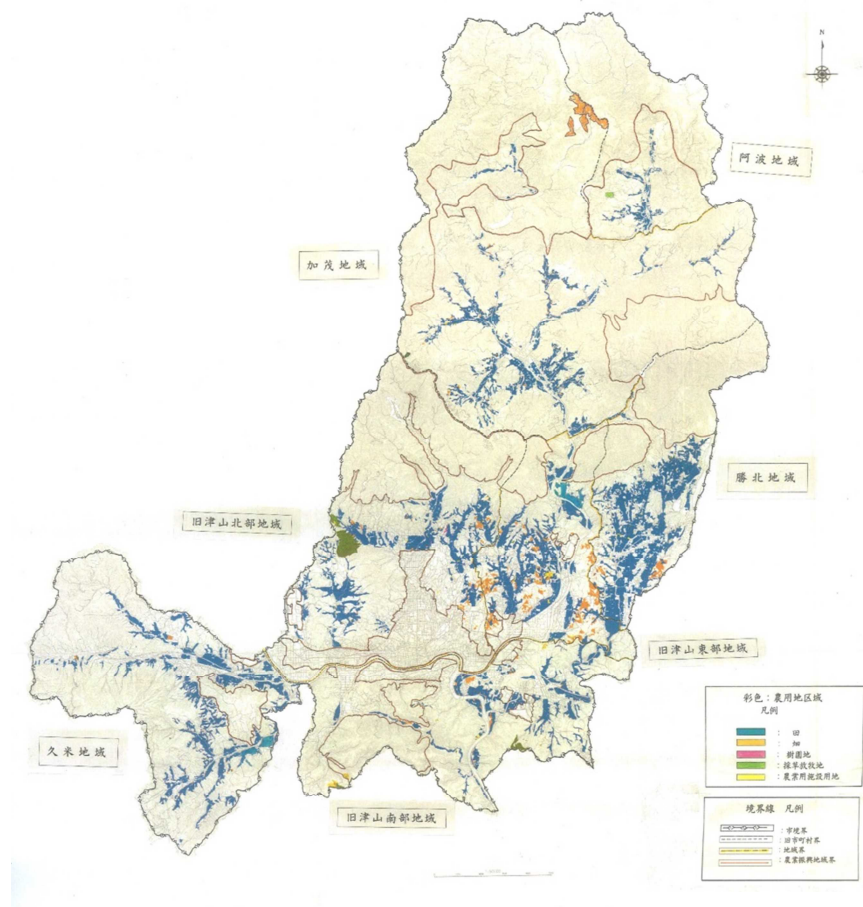
城西伝統的建造物群保存地区範囲図

(7) 津山市農業振興地域整備計画

津山市農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて策定される本市の総合的な農業振興計画である。定期的な見直しを行い、本市の自然条件や人口情勢などを考慮して土地利用区分の方向性や農用地区域の設定方針を定めている。

計画の構成については以下のとおりである。

- 第1 農用地利用計画
- 第2 農業生産基盤の整備開発計画
- 第3 農用地等の保全計画
- 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画
- 第5 農業近代化施設の整備計画
- 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画
- 第8 生活環境施設の整備計画

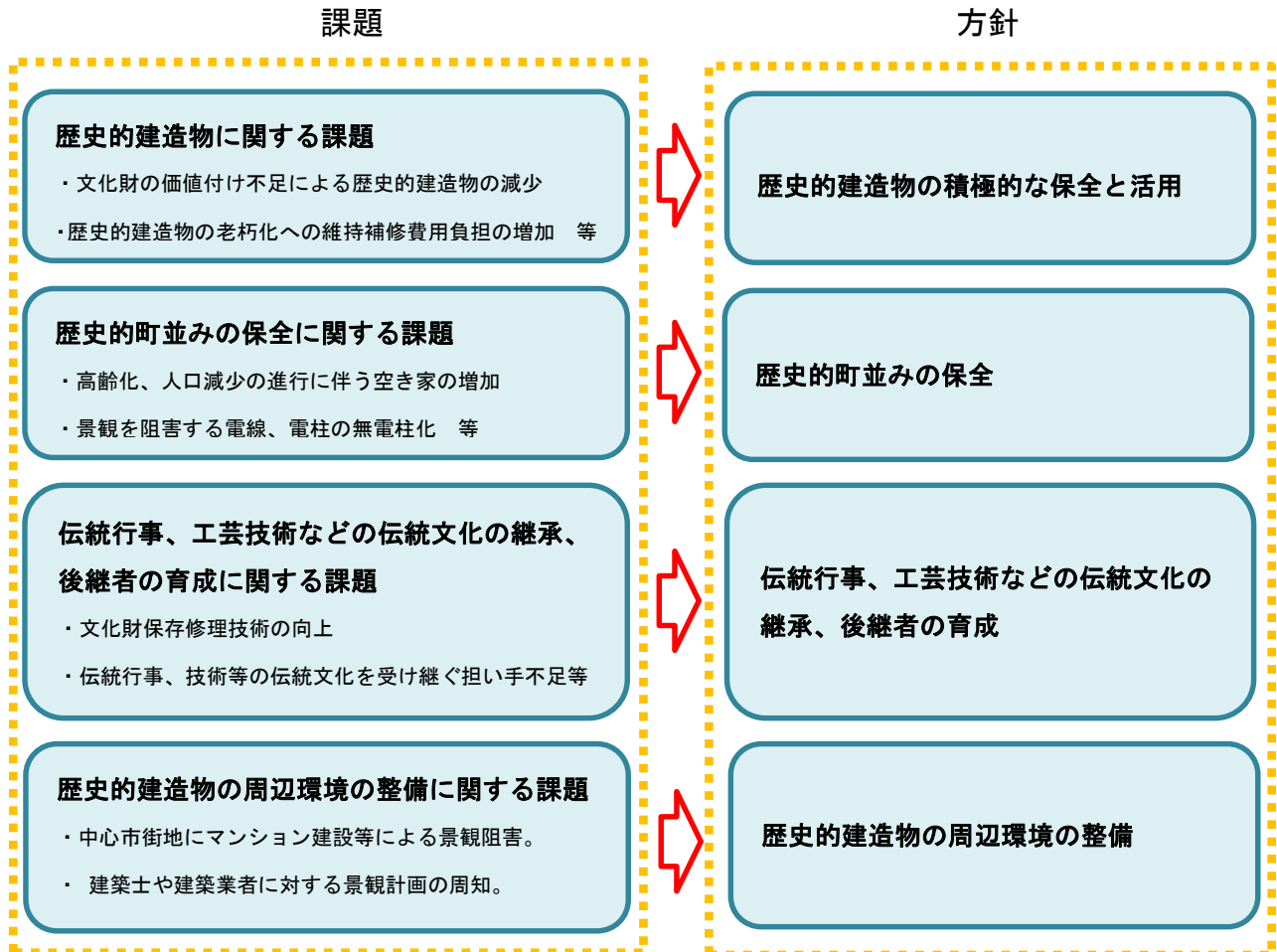


土地利用計画図

津山農業振興地域整備計画書より

3. 津山の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

前述の各種計画、課題等を受け、津山の歴史的風致の維持及び向上に関する方針を以下のように定める。



(1) 歴史的建造物の積極的な保全と活用

文化財指定の有無や種類の違いにかかわらず適切に把握を行うため、歴史的建造物の調査を継続して実施する。明らかになった価値に基づき文化財指定を推進するとともに、津山市文化財保存活用地域計画の下で長期的な視野で計画的に保存・活用していく。また、維持管理や修理・修景に対してさらなる財政的・技術的支援を検討する。津山城跡については、Ⅱ期計画の中で史跡指定地内の整備・調査等を実施するとともに、虎口整備や石垣修理などⅠ期計画で未実施だったものについて改めて計画を行い、史跡指定地外の津山城関連遺構についても保存に向けて検討を行う。

（２）歴史的町並みの保全

重要伝統的建造物群保存地区に選定された津山市城東伝統的建造物群保存地区及び津山市城西伝統的建造物群保存地区をはじめとした歴史的町並みの保全に努め、引き続き良好な景観形成を図る。また、歴史的町並みの再生を図るため、無電柱化、道路高質化等を推進する。

城東地区だけでなく、津山城跡周辺地区、城西地区を含めた城下町全体の回遊性を高め、地域住民と観光客の交流促進とにぎわい創出による地域活性化のため観光客用駐車場整備の検討を行う。

江戸時代の城下町の町割りを色濃く残す町並みに暮らす住民の安全確保と文化財としての町並み保存を図るため、防災計画を策定し、防火・消防体制の強化や自然災害対策に取り組む。

（３）伝統行事、工芸技術などの伝統文化の継承、後継者の育成

伝統行事の保存、継承を図るための方針として、津山だんじり等の伝統行事を核とした地域づくりを行う。だんじり保存修理技術に必要な情報を提供し、人材の育成、活動に対する支援など官民協働体制の構築に努める。

また、俳句教室、横野和紙を使った手作り卒業証書、作州紆の機織り体験等、伝統文化や伝統工芸技術を広く紹介する場を確保することで、伝統文化の掘り起しや工芸技術の継承、後継者の育成を図る。

（４）歴史的建造物の周辺環境の整備

歴史的建造物の周辺環境の保全を図るため、津山城周辺の高層建物の建設等による景観阻害に対し、景観計画に基づく指導助言を重点的に行うとともに、県屋外広告物条例の許可対象以外の屋外広告物に対しては継続して指導を実施することで適正な景観形成につなげ、建築士会の講習会等の機会に建築士や建築業者に対する景観計画の周知を図る。

また、歴史的建造物の案内板等のサインの統一や施設紹介の多言語化に取り組む。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくためには、文化財保護行政とまちづくり行政が密接に連携していくことが必要になる。計画実施体制については、市内の横断的な組織（みらいビジョン戦略室、観光振興課、都市計画課、歴史まちづくり推進室及び文化課で構成）を中心として行う

また、計画策定段階で組織された津山市歴史的風致維持向上計画協議会を定期的に開催し、変更協議や計画実施に係る連絡調整機関としての役割を担うこととする。同協議会の構成員には学識経験者をはじめ岡山県、岡山県教育委員会の職員なども含まれており、岡山県、岡山県教育委員会との連携も図っていく。

